

区・自治会加入のご案内

区・自治会は、地域に住む人々がお互いに協力しあって、より良い地域にしようと活動している住民自治組織です。町内には、18の区・自治会があります。(区・自治会のない地域はありません。)

災害などいざという時に頼りになるのは、身近なご近所さんです。地域の人たちと絆を深めるために、区・自治会に入りましょう。

加入するには、お住まいの区・自治会の上記連絡先へご相談ください。お住いの区・自治会が分からない場合は、地域協働課へお問い合わせください。

令和4年6月から 児童手当制度の一部が変わります

◎問い合わせ 子育て応援課 ☎0561・56・0736

児童手当関係法令の改正により、児童手当の現況届原則廃止と変更届出事項の追加など、制度の一部が変更になります。

■改正内容

①現況届の提出が原則不要となります。

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月以降の児童手当などを引き続き受ける要件（児童の監護や保護、生計同一など）を満たしているかどうかを確認するものです。

これまで、全ての人に現況届の提出をお願いしていましたが、令和4年6月以降は次の人を除き、現況届の提出は不要です。

現況届の提出が必要な人（令和4年6月～）

- 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所と異なる市区町村で児童手当を受給している人
- 支給要件児童の戸籍がない人
- 離婚協議中で配偶者と別居している人
- その他、現況届の提出が必要と認められる人

※上記に該当する人へ6月に現況届を送付しますので、期日までに提出してください。期日までに提出がない場合、6月以降の手当が差し止めとなり提出されるまで支払いができません。また、未提出の状態でも差し止めから2年経過すると時効により、受給資格が消滅となります。

※ただし、過年度分（令和2・3年度分）の現況届を提出していない人は、引き続き現況届の提出が必要です。

②各種変更届出事項の追加

次の変更事項があった人は速やかに変更届などを提出してください。

- 東郷町以外に住民票がある配偶者や児童の住所が変わったとき（国外転出入を含む）
- 婚姻や子の実親との事実婚により、一緒に児童を養育する配偶者などを有するに至ったとき（受給者が婚姻し、その相手が受給者の子と養子縁組を行わない場合も届出が必要です）
- 離婚し、一緒に児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- 児童を養育しなくなったことなどにより対象となる児童がいなくなったとき
- 厚生年金から国民年金など、受給者の加入する年金が変わったとき（転職などをしても年金種類が変わらなければ届出は不要です）
- 受給者や配偶者が公務員になったとき

詳しくは町ホームページをご覧ください。

